

平成25年 3 月

関西広域連合議会定例会議案

(議員提出)

目 次

頁

議第 1 号議案	関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例制定の件	1
議第 2 号議案	関西広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	2
議第 3 号議案	関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	3

**議第 1 号議案****関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件**

関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 3 月 2 日提出

提出者 関西広域連合議会議員  
日 村 豊 彦  
吉 田 清 一  
中小路 健 吾  
横 倉 廉 幸  
岸 口 実  
尾 崎 要 二  
福 間 裕 隆  
竹 内 資 浩  
井 上 与一郎  
木 下 誠  
西 村 昭 三  
前 島 浩 一

**関西広域連合条例第 一 号**

関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成23年関西広域連合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「当該各号に定める額」の次に「（定例会及び臨時会に出席する場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額）」を加え、同条第 1 号中「年額 36,000円」を「日額12,000円」に改め、同条第 2 号中「年額30,000円」を「日額10,000円」に改め、同条第 3 号中「年額24,000円」を「日額8,000円」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

議員報酬は、公務のため出務した日数に応じて支給する。

第 3 条第 2 項から第 4 項までを削る。

**附 則**

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**議第2号議案****関西広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件**

関西広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月2日提出

提出者 関西広域連合議会議員

日村豊彦  
吉田清一  
中小路健吾  
横倉廉幸  
岸口実  
尾崎要二  
福間裕隆  
竹内資浩  
井上与一郎  
木下誠  
西村昭三  
前島浩一

## 関西広域連合条例第 号

## 関西広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

第20条第2項中「、その他必要な事項」を「その他必要な事項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第 3 号議案

## 関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3 月 2 日提出

提出者 関西広域連合議会議員  
 日 村 豊 彦  
 吉 田 清 一  
 中小路 健 吾  
 横 倉 廉 幸  
 岸 口 実  
 尾 崎 要 二  
 福 間 裕 隆  
 竹 内 資 浩  
 井 上 与一郎  
 木 下 誠  
 西 村 昭 三  
 前 島 浩 一

関西広域連合議会規則第 号

関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

関西広域連合議会会議規則（平成23年関西広域連合議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第10節 会議録（第83条－第85条）」を「第10節 公聴会及び参考人（第82条の 2－第11節 会議録（第83条－第85条）」

82条の 8）に改める。」

第16条中「法第115条の 2」を「法第115条の 3」に改める。

第 1 章中第10節を第11節とし、第 9 節の次に次の 1 節を加える。

第10節 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第82条の 2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第82条の 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第82条の 4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏

らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第82条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条の6 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第82条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第82条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。